

認定訪問療法士 要綱 細則 新旧対照表

旧	新
<p>(認定申請の手続き) 第5条 要綱第7条を満たした会員は、要綱第4条第4項認定応用研修会受講後90日以内に、次に掲げる様式を提出する。また、認定審査料は、<u>10,000円</u>とし、本協会指定の口座に振り込む。なお、振込み手数料は、申請者負担とする。</p> <p>2 認定訪問療法士申請書（様式3） 3 事例報告書（様式4）</p> <p>(認定更新の要件および申請手続き) 第6条 要綱第10条認定更新は、要綱第9条の期間、継続して会員であることと次に掲げる様式を申請手続き期間に提出する。また、認定更新審査料は、<u>10,000円</u>とし、本協会指定の口座に振り込む。なお、振込み手数料は、申請者負担とする。</p> <p>2 提出様式 (1) 認定訪問療法士申請書（様式3） (2) 本協会主催の学術大会への演題発表抄録の写しを1部 (3) 以下（1から4）から1つ選択 1 事例報告書（様式4）2事例 2 事例報告書（様式4）1事例と活動報告書（様式5）1例 3 事例報告書（様式4）1事例と認定訪問療法士更新ポイント報告書30ポイント以上 4 活動報告書（様式5）1例と認定訪問療法士更新ポイント報告書30ポイント以上 なお、更新ポイントについては、別に定めるものとする。</p> <p>(附則) 本要綱は、平成25年6月9日から施行する。 本要綱は、平成26年4月1日から施行する。 本要綱は、平成28年2月14日から施行する。</p>	<p>(認定申請の手続き) 第5条 要綱第7条を満たした会員は、要綱第4条第4項認定応用研修会受講後90日以内に、次に掲げる様式を提出する。また、認定審査料は、<u>10,500円</u>とし、本協会指定の口座に振り込む。なお、振込み手数料は、申請者負担とする。</p> <p>2 認定訪問療法士申請書（様式3） 3 事例報告書（様式4）</p> <p>(認定更新の要件および申請手続き) 第6条 要綱第10条認定更新は、要綱第9条の期間、継続して会員であることと次に掲げる様式を申請手続き期間に提出する。また、認定更新審査料は、<u>10,500円</u>とし、本協会指定の口座に振り込む。なお、振込み手数料は、申請者負担とする。</p> <p>2 提出様式 (1) 認定訪問療法士申請書（様式3） (2) 本協会主催の学術大会への演題発表抄録の写しを1部 (3) 以下（1から4）から1つ選択 1 事例報告書（様式4）2事例 2 事例報告書（様式4）1事例と活動報告書（様式5）1例 3 事例報告書（様式4）1事例と認定訪問療法士更新ポイント報告書30ポイント以上 4 活動報告書（様式5）1例と認定訪問療法士更新ポイント報告書30ポイント以上 なお、更新ポイントについては、別に定めるものとする。</p> <p>(附則) 本要綱は、平成25年6月9日から施行する。 本要綱は、平成26年4月1日から施行する。 本要綱は、平成28年2月14日から施行する。 <u>本要綱は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>